

議案第42号

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

南風原町長 赤嶺正之

(提案理由)

地方公共団体情報システム標準化に伴い住登外者宛名番号管理機能が実装され、当該機能が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号）第 9 条第 2 項に定める個人番号の独自利用を行う事務の処理に該当することから、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町個人番号の利用等に関する条例（平成27年南風原町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び町長」を「、町長」に、「の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。」を「並びに町長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報をを利用して行う番号法別表の下欄に掲げる事務及び番号法第9条第1項に規定する準法定事務とする。」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 町長又は教育委員会は、番号法別表の下欄に掲げる事務又は番号法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1中

「

12 町長	在宅の小児慢性特定疾患児に対し日常生活に必要な用具を給付する事務（南風原町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成26年南風原町要綱第8号）に関する事務をいう。）
-------	---

」

を

「

12 町長	在宅の小児慢性特定疾患児に対し日常生活に必要な用具を給付する事務（南風原町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成26年南風原町要綱第8号）に関する事務をいう。）
-------	---

13 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務
-------	---------------------------------

」

に、「13 教育委員会」を「14 教育委員会」に、「14 教育委員会」を「15 教育委員会」に、「15 教育委員会」を「16 教育委員会」に改め、同表に次のように加える。

17 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務
----------	---------------------------------

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
		医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法

		律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付の支給に関する情報(以下「国民年金関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 町長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 町長	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民年金関係情報であって規則で定めるもの 子ども・子育て支援法による保育料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 町長	児童扶養手当法によ	住民票関係情報であって規則で定めるもの

る児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	南風原町こども医療費助成条例による子どもの医療費の助成に関する情報（以下「こども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例による重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成する事務による母子及び父子家庭等に対する医療費の助成に関する情報（以下「母子及び父子家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報（以下「自立支援給付等関係情報」という。）であつ

		て規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 町長	南風原町こども医療費助成条例による乳	住民票関係情報であって規則で定めるもの

幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
	重度心身障害者医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
	母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務による手当の支給に関する情報（以下「福祉手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保

		護実施関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 町長	母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 町長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 町長	南風原町国民健康保	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	険税減免要綱による 保険税の減免に関する事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 町長	国民健康保険の高額療養費の貸付の事務 であって規則に定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11 町長	南風原町健康診査事業実施規則による健康診査及びその他の本町が実施する健康診査に要する費用の一部負担に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
12 町長	後期高齢者の健康診査に対する補助金交付要綱による後期高齢者の健康診査費用の補助金交付に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	る事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
13 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
14 町長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

		の
15 町長	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
16 町長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	等への入所等の措置 又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
17 町長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
18 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
19 町長	南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例による重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

	母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3中

「

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報

」

を

「

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

に、「1 教育委員会」を「2 教育委員会」に、「2 教育委員会」を「3 教育委員会」に改め、同表に次のように加える。

4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。